

週刊 税のしるべ

第3664号 (昭和24年11月30日第3種郵便物認可) ©税のしるべ 2025年

主な記事

親族内承継検討会が中間取りまとめ 2面
滞納残高が5年連続で増加 3面
特集・役に立つ消費税実務問答集 5~8面

経産省など8年度税制改正要望が明らかに

経済産業省と国土交通省の令和8年度税制改正要望の概要が明らかになった。経産省では新設項目として、高付加価値化のための大胆な設備投資を促進する税制を創設すること、中小企業による研究開発に係る設備投資拡大に向けた所要の措置を創設することを掲げている。その他、中小企業関係税制では、事業承継税制に係る特例承継計画の期限延長等、中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長等、食事支給に係る所得税非課税制度の見直しなどを要望している。また、国交省では、住宅ローン減税等について、カーボンニュートラルなど、2050年を目指す住生活の表現に向けて、所要の措置を講じるとした。

高付加価値化へ 設備投資促進税制の創設

食事支給に係る所得税非課税限度額の見直し

経産省

形成するため、5年間設備投資拡大に向け、高付加価値型の経済を集中投資期間と位置づけ、高付加価値化のための大胆な設備投資を促進する税制を創設することを求め、過去最高水準に上昇した企業の現預金を活用しながら、国内投資と賃上げを進めていくことが不可欠であるなど指摘。

また、中小企業の積極的な研究開発を促進する観点から、増減試験研究費割合に応じた控除率等の上乗せについて、時限措置の3年間の延長を行うとともに、企業の研究開発投資の増加を促すためのインセンティブの強化

住宅ローン減税

カーボンニュートラル等で所要の措置を

新築住宅の固定資産税の減額延長も

国交省

令和7年末に適用期限を迎える住宅ローン減税等について、住宅価格の高騰等により住宅取得環境が厳しくなる中においても、多様な居住ニーズへの対応、カーボンニュートラルなど、2050年を目指す住生活の実現に向けて、必要な検討を行い、所要の措置を講じるとした。

7年度末が適用期限の新築住宅に係る固定資産税の減額措置等については、10年3月31日まで2年間の延長、長期保有土地等に係る事業

に向けた見直しを行うことを求めている。経営者の高齢化の進展等を踏まえ、中小企業の事業承継を後押しし、生産性向上・成長を支援する観点から、法人版(特例措置)および個人版事業承継税制(贈与税・相続税ともに100%を猶予)について、承継計画の提出期限延長を行うこと、事業承継による世代交代の停滞や地域経済の成長への影響に係る懸念も踏まえ、事業承継の在り方について検討することを求めた。

現状、企業が従業員に提供する食事について、①従業員が食事価額の50%以上を負担し、②企業が負担した金額が月額3500円以下の場合に、食事に係る所得税を非課税とする制度が存在するが、昭和50年代以来、

制度の見直しが行われていないため、足元の物価上昇等を踏まえた非課税限度額の引上げを行う必要があるとしている。中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、適用期限を2年間延長することに加え、昨今の経済状況等やインボイス制度の対応状況など、中小企業者等を取り巻く環境に配慮するため、取得する減価償却資産の30万円の基準額の引上げなど、所要の見直しを行うことを求めている。

国境を越えたEC取引にも言及している。国境を越えたEC取引は一般的には、①国外事業者が、プラットフォーム事業者(PF)が管理する国内倉庫に一旦納めた商品をECサイトを通じて販売する

円の実現を目指す、地方誘客の促進など、インバウンド拡大に係る取組みを進めるとしている。

用資産の買換え等の場合の課税の特例措置については11年3月31日まで3年間の延長、低未利用土地の活用促進に向けた長期譲渡所得100万円控除については10年12月31日まで3年間の延長を求めた。

自動車重量税、自動車税等の特例については、現行の特例措置の3年間延長等を要望した。自動車重量税におけるエコカー減税につ

そのほかには、観光施策を充実・強化するために必要となる財源確保策について必要な検討を行い、所要の措置を講じるとした。今

年6月に閣議決定された、いわゆる骨太の方針では、令和12年に訪日外国人旅行者数600万人、消費額15兆

の現状を踏まえ、必要となる財源確保策について必要な検討を行い、所要の措置を講じるとした。今

そのほかには、観光施策を充実・強化するために必要となる財源確保策について必要な検討を行い、所要の措置を講じるとした。今

そのほかには、観光施策を充実・強化するために必要となる財源確保策について必要な検討を行い、所要の措置を講じるとした。今

読みたい記事がすぐに見つかる
税のしるべ電子版
https://shirube.zaikyoo.or.jp
税のしるべ電子版 検索
電子版では、本紙に掲載されていない電子版独自の記事や速報ニュース、電子版限定の連載などが閲覧できます。
一般財団法人 大蔵財務協会 販売局
〒130-8585 東京都墨田区東駒形1丁目14番1号
TEL 03 (3829) 4141(代)
FAX 03 (3829) 4001
URL https://www.zaikyoo.or.jp

●信頼いただける財協の税務関係図書●

2025年8月号 No.40 8月20日発売!! (年4回発行)
株式会社野村資産承継研究所 執筆・監修
▼B5判・フルカラー・180頁・定価1500円(税込)
▼年4回季刊20日発行(2.5.8.11月)年間購読料6000円(税込)

資産承継

★8月号の特集★
(特集I)新しい公益法人制度(後編)
(特集II)株式報酬の活用と課題

小澤研也 編 ▼A5判・900頁・定価5830円(税込)・8月刊
改訂版
小澤研也 編 ▼A5判・630頁・定価3630円(税込)・8月刊
令和7年度 政府調達制度の手引
大蔵財務協会 編 ▼A4判・250頁・定価2200円(税込)・7月刊
令和7年度 予算事務提要
小澤研也 編 ▼A5判・270頁・定価2860円(税込)・8月刊
補助金等適正化法講義
小澤研也 編 ▼A5判・220頁・定価2860円(税込)・8月刊
物品管理法講義
小澤研也 編 ▼A5判・460頁・定価3410円(税込)・8月刊
債権管理法講義
小澤研也 編 ▼A5判・330頁・定価3190円(税込)・9月刊
Q&A 債権管理法

◆書店で品切れの際は直接当協会へお申し込み下さい◆
TEL 03 (3829) 4141(代) FAX 03 (3829) 4001
大蔵財務協会 オフィシャルサイト リニューアル!
https://www.zaikyoo.or.jp

【大蔵財務協会】
【公式サイト】

笹島修平 著 ▼A5判・460頁・定価3630円(税込)
四訂版 Q&A 知っているのと役に立つ!!
資産税の盲点と判断基準
財産の相続贈与・譲渡の各場面において、通常の課税関係とは異なる誤りやすい注意すべきケースをQ&A形式で具体的な事例を用いて解説。税法その他関連法との関係や論点を体系的に解説し、各所に散在する類似する論点を比較できるように課税上の取扱いが異なる境界線とその判断基準を整理して体系的に記述。四訂版では、新たな論点として未分割財産に係る課税関係並びに相続発生時の個人事業者のインボイス等の手続き等を中心に解説。
成松洋一 著 ▼A5判・950頁・定価6380円(税込)
十六訂版 圧縮記帳の法人税務
圧縮記帳制度は、税法独自の考え方に基づき、極めて政策的かつ技術的に複雑な仕組みゆえに、なじみが薄く難解ですが、取引金額が高額な土地、建物の譲渡や保険差益についての課税の特例であるため、その理解や処理が重要。本書は、圧縮記帳制度の内容を取扱いについて、多くの具体的な設例や質疑応答、判例判決等を取り入れ、規定の趣旨や背景を踏まえ、実務と理論の両面から解説。前版(令和5年8月刊)以降の税制改正を踏まえて改訂。

事業承継税制の今後の方向性示す

検討会が中間取りまとめ

中小企業庁が設置した中小企業の親族内承継に関する検討会(座長 柳川範之 東京大学大学院教授)は8月13日、事業承継税制の今後の方向性を含む中間取りまとめ案を示した。同税制の特例措置の適用期限が令和9年12月末に迫ってきていることなどに対応するもので、猶予対象株式を最大3分の2としたことで一般措置の活用が進まず、同制限を撤廃した特例措置の創設につながったことを考慮し、特例措置の適用期限到来後も猶予対象株式を適正な水準に引き上げる方向で検討をすべきなどとしている。

適正な水準への引き上げを

一般措置の猶予対象株式

事業承継税制を巡るの1程度と考えられる期にわたる点に対する足もとの情勢について、特例措置の導入後は、特例措置の適用期限が令和9年12月末に迫っては一般措置に比べて格差が存在しているとして、特例措置の適用期限が令和9年12月末に迫ると分析。ただ、同税制を潜在的に活用するメリットがある層は年間約1万1000、1万2000社程度存在すると推計されるものの、現行の活用者はその4分の1から3分の1程度にとどまっていると指摘。また、要件の煩雑さから同税制が潜在的に活用される層は、対象株式数、②猶予割合(贈与と相続の差)、③猶予措置のあり方、④雇用確保要件、⑤企業の成長およびガバナンス、⑥海外子会社の取扱い、⑦その他の論点について、それぞれ方向性を示した。

このうち、①では特例措置の適用期限到来後も残ることになる一般措置を念頭に、猶予対象株式の適正な水準への引き上げの検討を、②では一般措置が贈与税の100%猶予、相続税の80%猶予としていた点(特例措置はいずれも100%猶予)につき、相続の場合の猶予割合の適切な検討を、③では評価減制度の可能性を追求することや、例えば10年間事業を継続すれば免除と

なる等の工夫の検討を、④では追加的な政策目的として例えば従業員への賃上げや企業としての成長に向けた取り組みを評価する観点等も考慮のうえで要件のあり方の検討を、⑦では報告手続きの簡素化などの検討をそれぞれ求めている。

他方、一部の企業で資産を節税対策に投じていることで株価圧縮を図るようなケースも散見され、こうした望ましくないとはいえない企業行動への誘因を是正する方策について検討を進める必要があるなどとしている。

路線価図等で正誤表

7年分 奈良県の6市3町

国税庁は8月22日、対象となる地域は、大和郡山形町、斑鳩町、生駒郡平群町、葛城郡高市町、香芝市、大和高田市の6市3町で、次のとおり正誤表を公表した。

【奈良税務署】生駒市、北葛城郡王寺町、大和郡山形町、生駒市、斑鳩町、生駒郡平群町、葛城郡高市町、香芝市、大和高田市、香芝市、大和高田市に掲載されている。

【桜井税務署】宇陀市、北葛城郡王寺町、大和郡山形町、生駒市、斑鳩町、生駒郡平群町、葛城郡高市町、香芝市、大和高田市に掲載されている。

インボイス制度導入から約2年経過

令和5年10月1日にインボイス制度が導入されて約2年が経過した。インボイス導入に際して、新たに課税事業者となった小規模事業者に対する負担軽減措置としていわゆる「2割特例」や免税事業者からの仕入れであっても制度開始後6年間は仕入税額相当額の一定割合を控除可能とする経過措置などが設けられた。これらのうち、2割特例は8年9月30日までの日の属する課税期間で、免税事業者から

2割特例と8割控除はどうなる 適用期限は8年9月30日

一般課税、簡易課税)で求めた消費税額と選択が可能になっている。また、8割控除は、インボイス導入後はインボイス発行事業者以外の者からの課税仕入れは仕入税額控除を行うことができないのが原則だが、インボイスを発行できない免税事業者等からの課税仕入れであっても当初3年間は8割、その後3年間は5割を仕入税額とみなして控除できるもの。

これらについて、日本税理士会連合会は8年度税制改正に関する建議書の中で「制度への深い理解と、価格転嫁の

延長には8年度改正での見直し必要

仮にこれらの期限を延長する場合、それぞれ法改正が必要となり、現行の期限が8年9月30日となっていることから、8年度税制改正で見直しをしなければならない。

インボイスを巡っては野党第一党の立憲民主党をはじめ多くの野党が制度の廃止を求めている。自民、公明の与党が衆参で過半数割れし、与党のみでは各種法案を成立させることができない状況の中で、8年度税制改正では経過措置の延長のみならず、インボイスの存続そのものが取り沙汰される可能性もある。

ふるさと納税の仲介サイトからのポイント付与制度が10月から禁止される。これまで自治体への寄付は、返礼品に加え、仲介サイト独自のポイント制度を通じて還元が魅力の一つだった。制度見直しで、このおまけが消えるのは、少し寂しい気もする★ただ、見方を変えると、寄付先を選ぶ際に、単なる特典目当てではなく、地域の抱える課題や振興への貢献に目を向ける良いきっかけとも言える。返礼品そのものの質や地域とのつながりがより重要視されるようになるだろう。行政には、今以上に地域価値を伝える工夫が求められる。ポイント付与の禁止が結果的に、ふるさと納税がより健全かつ本質的なものへと進化していったらいいものだ★とはいえ、ふるさと納税を少しでもお得に利用したい方は、お早めに。

【〇】

信頼と確かな技術の総合建設業!!



ISO9001 JQA-QM7681 認証登録
ISO14001 JQA-EM6007 認証登録

株式会社 三村興業社

代表取締役 小笠原 國男

本社 青森県上北郡おいらせ町下明堂30番地10号 Tel.0178-52-5751
八戸営業所 青森県八戸市大字市川町字稲荷岱43の2 Tel.0178-52-5131
一級建築士事務所 青森県上北郡おいらせ町下明堂30番地10号 Tel.0178-52-5751

https://www.15mimura.co.jp

北国津軽が育んだ、手造りのお酒



豊盃醸造元 三浦酒造株式会社

〒036-8316 青森県弘前市石渡五丁目1-1

TEL.0172-32-1577 FAX.0172-32-1581

●お酒は20歳になってから、おいしく適量を。●妊娠中や授乳期の飲酒は、控えましょう。

滞納残高が5年連続で増加

税金が過去最高を更新 滞納発生割合は1.2%

国税庁は8月27日、令和6年度の租税滞納状況の概要を公表した。それによると、滞納残高は前年度比4.7%増の9714億円、5年連続の増加となった。6年度の新規発生滞納額は同24.1%増の9925億円、整理済額は同23.7%増の9488億円と、ともに2割以上増加した。6年度の税金額が、前年度の過去最高額を更新したことにより、徴収決定済額も前年度より1兆5013億円多い8兆1544億円(1.9%増)と大きく増加。これに比例して新規発生滞納額も増加し、整理済額を上回ったため滞納残高が増加した。滞納発生割合(徴収決定済額に占める新規滞納発生額の割合)は、前年度より0.2%増の1.2%となっている。

滞納残高を税目別に多い順番から見ると、消費税が39956億円(前年度比10.5%増)、申告所得税が2708億円(同1.0%増)、法人税が1318億円(同6.8%増)、源泉所得税が1129億円(同0.4%減)、相続税が499億円(同10.8%増)、その他税目(地方法人税、酒税、印紙税)が105億円(同18.7%増)となっている。消費税は、6年度に新規課税事業者(個人)となった納税者の滞納発生割合は9.4%と、91%の7兆8534億円が滞納になることなく納付された。徴収決定済額の1.0%に当たる7000者で、「完納」「納付誓約」が全体の18.7%増となっている。消費税課税事

6年度の原告訴訟は147件

国税庁 国側の全部敗訴は1件

国税庁は8月27日、悪質・処理困難な滞納事案の整理促進に関する取組みとして「令和6年度の原告訴訟の提起および滞納処分免脱罪による告発などの状況」を公表した。同庁は、通常の滞納整理の手法では処理進展が図られない事案

は、国が滞納者から第三者に対する財産の贈与など、債権者(国)を害する行為(詐害行為)の効力を否定して滞納者から離脱した財産をその第三者から取り戻す差押をする「詐害行為取消訴訟」等を活用した滞納整理に「その他(債権届出等)」が131件(同129件)だった。前年度から審理中の事案34件と合わせた181件のうち、144件が最終。国側が勝訴したものが15件(同11件)、国側の全部敗訴が1件(同なし)、取下げが6件(同7件)、和解が1件、裁判所が決定済みのものや届出のみのものなどが121件(同123件)となっている。全部敗訴したものは差押債権取立請求訴訟で、滞納国

約8割を占める。このほか、電話が繋がらなかつたことなどを理由に「署へ返戻」されたものと同11.7%の12万8000者、「催告中」が同5.3%の5万8000者だった。全国知事会の資料における意見例では、一般財源全体における東京都のシェアは、令和元年をピークに今の偏在是正が行われたが、この5年でまた上がり、当時の水準と同じくらいになっていることから、偏在是正の議論をする時期にきているなどとしている。

業者全体(個人)の滞納発生割合が7.6%(税額ベース)で、92%が期限内納付であることから、同庁は「課税事業者全体と新規の滞納発生割合の差は、ほとんどない」としている。また、同庁では、滞納の未然防止および滞納となった国税の早期徴収に努めている。滞納整理状況を見ても、例えば5年度の徴収決定済額79兆6531億円のうち、99.0%の78兆8534億円が滞納になることなく納付された。徴収決定済額の1.0%に当たる7000者で、「完納」「納付誓約」が全体の18.7%増となっている。

業者全体(個人)の滞納発生割合が7.6%(税額ベース)で、92%が期限内納付であることから、同庁は「課税事業者全体と新規の滞納発生割合の差は、ほとんどない」としている。また、同庁では、滞納の未然防止および滞納となった国税の早期徴収に努めている。滞納整理状況を見ても、例えば5年度の徴収決定済額79兆6531億円のうち、99.0%の78兆8534億円が滞納になることなく納付された。徴収決定済額の1.0%に当たる7000者で、「完納」「納付誓約」が全体の18.7%増となっている。

偏在是正でヒアリング

地方税制検討会

総務省の地方税制のあり方に関する検討会は8月21日、第7回会合を開催した。前回に引き続き、東京一極集中により、拡大しつつある地方公共団体間の


基礎控除等の見直し 今月16日にコールセンター開設

給与支払者向け

国税庁は今月16日に給与支払者向け所得税の基礎控除の見直し等に関するコールセンターを開設する。開設期間は来年1月30日までを予定。令和7年度税制改正に伴い実施されることになった所得税の基礎控除や給与所得控除の見直し、特定親族特別控除の創設に関する給与の源泉徴収についての一般的な質問や相談に応じる。同コールセンターの電話番号は0570-02-4562で、午前9時から午後5時まで質問等を受け付ける(土日祝日および12月29日から1月3日を除く)。

税が完納済みとなり差押を解除したこと、訴訟要件を欠いたため全部敗訴となった。また、同庁では、財産の隠いなどにより国税の徴収を免れようとする悪質な事案に対しては、「滞納処分免脱罪」の告発を行うなど厳正に対処している。6年度に告発した件数は6件(同8件)で、告発した自然人および法人の美人員は8人(社)(同16人(社))。8人(社)のうち6人が同11.7%の12万8000者、「催告中」が同5.3%の5万8000者だった。全国知事会の資料における意見例では、一般財源全体における東京都のシェアは、令和元年をピークに今の偏在是正が行われたが、この5年でまた上がり、当時の水準と同じくらいになっていることから、偏在是正の議論をする時期にきているなどとしている。

BE AN EXPLORER. 冒険しよう。



BEMAC 株式会社

本社：〒104-8552 東京都中央区新富町1-10-1 電話：03-5561-5111
支店：〒104-8552 東京都中央区新富町1-10-1 電話：03-5561-5111

社会に貢献する 優良企業

カミ商事グループ

カミ商事株式会社

取締役社長 井川 博明

愛媛県四国中央市三島宮川一丁目二番二七号
電話(〇八九六)代表二二一五〇〇

愛媛製紙株式会社

取締役社長 井川 和寛

愛媛県四国中央市村松町三七〇番地
電話(〇八九六)二四一三三三〇

日本興運株式会社

取締役社長 井川 正

愛媛県四国中央市三島紙屋町六番四五号
電話(〇八九六)代表二四一五五〇

役に立つ消費税実務問答集

消費税は導入以来、税率の改正、軽減税率制度・インボイス制度の導入のほか各種の制度改正が行われてきました。特にインボイス制度の導入により、多数の事業者が新たに納税義務者になるなど多くの事業者に影響がありました。そこで、本稿においてはインボイス制度を含め消費税の課税関係に関する疑問及び令和7年度の消費税の主な改正事項である輸出物品販売場制度のリファンド方式への変更等を中心に実務に直結した消費税の取扱いについて解説することとします。

税理士
宮川 博行

課税関係に関するQ&A

【納税義務者】

個人事業者の破産手続き後に事業を開始した場合の納税義務

Q1 基準期間における課税売上高が1,000万円を超え課税事業者である個人事業者が経営難から破産手続きを行い、事業廃止届出書を提出することとしています。

また、その後は、改めて取引先から業務委託を受けて仕事を行っていくことを考えています。このような場合、破産手続き後、受託した仕事については、免税事業者によるものとなりますか。

A 消費税は事業者を納税義務者としており、事業者が事業として行う資産の譲渡等が課税対象となります。また、「事業として」とは、対価を得て行われる資産の譲渡等が反復、継続、独立して行われることをいうこととされています（消基通5-1-1）。

ご相談の場合は、破産した後においても他の事業者から業務の委託を受けて仕事を行うということですから、事業廃止届出書を提出したとしても継続して資産の譲渡等を行っていることと認められます。

したがって、その基準期間（前々年）における課税売上高が1,000万円を超えている場合には、課税事業者であり、申告納付義務が生じます（消法9①）。

【課税の対象】

山林の伐採、譲渡

Q2 小売業を営む個人の課税事業者ですが、先祖代々所有している雑木林を土地とともにゴルフ場の開発業者に譲渡することになりました。この場合の消費税の取扱いはどのようになるのでしょうか。

A 山林の育成には通常長期を要しますから、山林の伐採、譲渡が事業として行われるものであるかどうかは、伐採、譲渡の反復・継続性のほかに伐採、譲渡の準備行為といえる山林の育成、管理の度合も加味して総合的に判断する必要があります。山林の育成・管理が伐採、譲渡のために十分な程度行われている場合には事業に該当するとされています。

したがって、植林を行い、伐採、譲渡を行うことを予定して育成・管理を行っていた山林を伐採、譲渡した場合には、たとえその者における伐採、譲渡が数十年に1回しか行われない場合であっても、事業として行う資産の譲渡に該当すると考えられます。

一方、ご相談のような場合には、たとえ年に1、2回程度下草刈り等を行っていたとしても、伐採、譲渡を行うことを予定して育成・管理を行っているものではありませんから、事業として行う資産の譲渡には該当しないと考えられます。

イベントの賞品として自己発行の食事券を提供した場合の課税関係

Q3 当社はレストランを経営しており、店舗における食事のコースごとに使用できる食事券を発行しています。

この度、商店会のイベントの賞品として当店で使用できる33,000円（税込）分の当店の食事券を提供しました。食事券を獲得した方がこの食事券を使用した場合、消費税の課税関係はどのようになりますか。

A ご相談の食事券は、通常、貴社が発行しているもので引き換えに食事の提供を受けることができるものですから物品切手に該当します。消費税の課税関係は次のとおりになります。

1 食事券の提供時

消費税の課税の対象は、対価を得て行われる資産の譲渡等ですが、物品切手等の発行は物品の給付請求権等を表彰する証書の発行行為であり、消費税の課税の対象である「資産の譲渡等」には該当せず、不課税取引となります

す（消基通6-4-5）。また、今回は商店会に無償提供していますので、対価を得て行うものでもありませんから、消費税の課税関係は生じません。

2 食事券の使用時

この食事券を獲得した方が使用した場合には、食事の代金を現金で受領した場合と同様、貴社は食事の提供という役務の提供の対価として食事券を受領することになりますから、食事券と引き換えに食事を提供することは消費税の課税対象となります。

したがって、ご相談の場合においては、例えば、税込33,000円の課税売上げを計上することになります。

【非課税】

社宅家賃の相殺処理

Q4 当社では、この度、不動産業者から社宅としてマンションを借り上げ、従業員に貸し付けることを予定しています。従業員から徴収する家賃については、不動産業者に支払う家賃と相殺することを考えていますが、このような処理に問題はないでしょうか。

A 住宅の貸付けに係る家賃は、非課税とされています（消法別表第2十三）。賃借人自らが住宅を利用せず、第三者に転貸する場合も、住宅として転貸することが契約書等で明らかな場合には、賃借人が転借人から受け取る家賃も非課税となります（消基通6-13-7）。

この「住宅」には社宅や従業員寮等も含まれますから、貴社が不動産会社等から従業員用の社宅として住宅を借り受けている場合、貴社が不動産会社等に支払う家賃は非課税仕入れですから仕入税額控除の対象となります。また、貴社が社宅として従業員に転貸する場合、従業員から受け取る賃料も住宅の家賃として非課税となるため、貴社の非課税売上げに計上する必要があります。

そこで、従業員から受け取る社宅家賃を貴社が非課税仕入れのマイナスとして処理した場合、具体的には、従業員から社宅家賃を受け取った際に、貴社が不動産会社等に支払っている家賃と相殺処理を行うことは、その分の非課税売上げの計上漏れにつながります。つまり、相殺処理による非課税売上げの計上漏れは、課税売上割合が高く計算され、仕入控除税額が過大になるなどの誤りにつながる恐れがありますので注意を要します。

【資産の譲渡等の時期】

資産の譲渡等の時期の特例と適格請求書の交付義務

Q5 工事の請負に係る資産の譲渡等の時期の特例など資産の譲渡等の時期の特例を適用した場合は適格請求書の交付を要しないと聞きましたが、適格請求書等の交付義務はどのようになるのでしょうか。

A 例えば、工事の請負に係る資産の譲渡等の時期の特例（工事進行基準）（消法17）など資産の譲渡等の時期の特例により、資産の譲渡等を行ったものとみなされるものについては、適格請求書の交付を要しないこととされています（消法57の4①、消令70の9①）。

これは、その資産の譲渡等の時期の特例により、原則的な資産の譲渡等の時期よりも前の課税売上げを計上した際に、その特例により資産の譲渡等を行ったものとみなされる部分について、適格請求書等の交付を要しないこととしているものです。

したがって、原則的な資産の譲渡等の時期において、その資産の譲渡等に係る適格請求書の交付を要しないこととしているものではありませんから、例えば、工事の請負に係る資産の譲渡等の時期の特例（工事進行基準）の適用を受ける工事の請負工事については、適格請求書発行事業者は、工事完成時（引渡し時）に相手方（課税事業者に限ります。）からの求めに応じて適格請求書の交付義務が生じることとなります。

【課税標準・税率】

交換資産の時価

Q6 この度、当社の工場の隣接地に資材置き場を有するA社との間で当社が駐車場を整備するため、工場の遊休地とA社の資材置き場を交換することになりました。交換に当たっては等価交換

（7面に続く）

を予定しています。

ところで、資産の交換の当事者が交換に係る資産の価額を定め、相互に等価であるとして交換した場合、つまり等価交換した場合において、その定めた価額が通常の取引価額と異なる場合であっても当事者で定めた価額によることができると聞いたことがあります、どのようになっているのでしょうか。

A 資産の交換も資産の譲渡等として取り扱われます（消基通5－2－1）。したがって、その譲渡が非課税となる土地の交換であっても非課税売上げを計上する必要があります。資産の交換に係る対価の額は、その交換により取得する資産の取得の時における価額とされています。また、その交換により取得する資産の価額との差額を補うための金銭を取得する場合には、その取得する金銭の額を加算した金額とされ、その差額を補うための金銭を支払う場合には、その支払う金銭の額を控除した金額とすることとされています（消令45②四）。しかしながら、その時価評価には困難を伴うこともあることから、交換の当事者が交換に係る資産の価額を定め、相互に等価であるとして交換した場合において、その定めた価額が通常の取引価額と異なるときであっても、その交換がその交換を行うに至った事情に照らし正常な取引条件に従って行われたものであると認められるときは、当事者間において合意された金額を交換に係る資産の対価の額として認められることとされています（消基通10－1－8）。

【仕入税額控除】

国の補助金を受けて資産を購入した場合の仕入税額控除

Q7 課税事業者が国の補助金の支給を受けて固定資産の課税仕入れを行った場合には、個人事業者の場合には国庫補助金について益金不算入の処理をし、法人の場合には国庫補助金と同額の圧縮記帳をしますが、消費税の仕入税額控除の対象とすることはできるのでしょうか。

A 消費税は、国内において事業者が行う資産の譲渡等を課税対象としており（消法4①）、また、国内において事業者が課税仕入れを行った場合には仕入税額控除の対象とすることができることとされています（消法30①）。この場合の課税仕入れとは、事業者が、事業として他の者から資産を譲り受け、若しくは借り受け、又は役務の提供を受けることをいうこととされています（消法2⑩十二）。

ご相談の国庫補助金の支給を受けて、課税仕入れを行った場合には、事業者が受ける国庫補助金は資産の譲渡等の対価に該当せず、いわゆる不課税収入に該当します。また、この国庫補助金を原資として行う課税仕入れについて仕入税額控除を制限する規定はありませんし、国庫補助金を原資としたとしても事業として他の者から資産を譲り受けるものですから、当然これも課税仕入れに該当します。したがって、仕入税額控除の対象とすることができます。

なお、公益法人等が特定収入に該当する国庫補助金等の支給を受けて特定収入割合が一定以上となる場合等一定の要件に該当する場合には、課税仕入れに係る消費税額について控除税額の調整が必要となります（消法60④）。

居住用賃貸建物の共用部分に係る仕入税額控除の制限

Q8 店舗兼居住用賃貸建物について、住宅の貸付けの用に供しないことが明らかな部分（居住用賃貸以外の部分）とそれ以外の部分（居住用賃貸部分）に合理的に区分しているときは、その居住用賃貸部分の課税仕入れ等の税額のみ、仕入税額控除が制限されるとのことですが、それぞれに共通して使用される廊下や共用のエントランスなど（共用部分）については、どのようになりますか。

例えば、次のような場合はどのようになりますか。

- 居住用賃貸建物の課税仕入れ等に係る消費税額：400万円
- 店舗（居住用賃貸以外の部分）の面積：400㎡、居住用賃貸部分の面積：1,200㎡
- エントランスなどの共用部分の面積：200㎡

A 建物の一部が店舗用など、「居住用賃貸以外の部分」がある居住用賃貸建物について、その居住用賃貸建物を、その構造及び設備その他の状況により「居住用賃貸以外の部分」と「居住用賃貸部分」とに合理的に区分しているときは、その居住用賃貸部分に係る課税仕入れ等の税額についてのみ、仕入税額控除が制限されます（消令50の2①）。

この場合の「合理的に区分している」とは、使用面積割合や使用面積に対する建設原価の割合など、その建物の実態に応じた合理的な基準により区分していることをいいます（消基通11－7－3）。このため、共用部分について、これらの合理的な基準により「居住用賃貸以外の部分」と「居住用賃貸部分」とに区分しているときは、その共有部分のうち居住用賃貸部分に区分された部分に係る課税仕入れ等の税額について、仕入税額控除が制限されます。

なお、居住用賃貸建物は、その附属設備を含めて税抜価格が1,000万円以上の建物、具体的には高額特定資産又は調整対象自己建設高額資産に該当するものをいいますから、居住用賃貸建物について合理的な区分を行った結果、居住用賃貸部分の税抜価額が1,000万円未満であったとしても、高額特定資産等に該当する限り、その居住用賃貸部分については、仕入税額控除が制限されることとなります。

また、居住用賃貸部分にのみに使用される廊下やエントランスなどを「居住用賃貸以外の部分」と「居住用賃貸部分」の使用面積割合で区分することは、合理的に区分しているとはいえませんので注意を要します。

ご相談の場合で、例えば、建物全体の面積に占める居住用賃貸部分の面積の割合で合理的に区分する場合の仕入税額控除が制限される金額は、次のようになります。

	1,350㎡	
	(1,200㎡＋共用部分のうち居住用賃貸部分150㎡〔200㎡×(1,200㎡/〔400㎡＋1,200㎡〕)〕	
居住用賃貸部分に係る課税仕入れ等の税額（仕入税額控除が制限される金額）	= 400万円 ×	$\frac{1,800\text{㎡}}{〔\text{全体の面積} = 400\text{㎡} + 1,200\text{㎡} + 200\text{㎡}〕}$ = 300万円

簡易課税事業者が基準期間における課税売上高が5,000万円を超える課税期間に高額特定資産の課税仕入れを行った場合の翌期以降の課税関係

Q9 当社は、以前から簡易課税制度の適用を受けていましたが、X3年度の基準期間であるX1年度の課税売上高が5,000万円を超えたことから、X3年度は一般課税により申告することになりました。また、X3年度に貸事務所用の建物（購入価額2億円（税抜き））を購入したことから消費税の還付申告を行うことになる予定です。ところで、高額特定資産の課税仕入れを行った場合には、簡易課税制度の制限があると聞いています。当社のX4年度以後の基準期間であるX2年度以後の課税売上高の状況を見ると、課税売上高は5,000万円を下回ると予想していますが、当社は、X4年度以後の課税期間について、簡易課税制度は適用できるのでしょうか。

〔課税期間〕	X1年度	X2年度	X3年度	X4年度	X5年度
				←簡易課税制度の適用制限→	
〔課税売上高〕	5,000万円超	5,000万円以下	5,000万円以下		
〔簡易課税の適用〕	有	有	無	?	?

A 簡易課税制度は、基準期間における課税売上高が5,000万円以下である課税期間について、適用することができるものですが、ご照会の場合のように、基準期間であるX1年度の課税売上高が5,000万円を超えるX3年度の課税期間については、簡易課税制度の適用はなく、いわゆる一般課税により仕入控除税額を計算することになります。

また、事業者が事業者免税点制度（法9①）及び簡易課税制度の適用を受けない課税期間中に高額特定資産の仕入れ等を行った場合には、その高額特定資産の仕入れ等の日の属する課税期間の初日から原則として3年間は、消費税簡易課税制度選択届出書を提出することはできないこととされています（消法37③三）。このようなことから、簡易課税制度の適用を受けないX3年度に高額特定資産に該当する貸事務所用の建物を購入した貴社も3年間は簡易課税に戻れないのではないかと疑問が生ずるところです。

〔注〕高額特定資産とは、棚卸資産及び調整対象固定資産のうち、一の取引単位につき、課税仕入れ等の金額（税抜き）が1,000万円以上のものをいいます（消法12の4①、消令25の5①）。また、調整対象固定資産とは、建物、構築物、機械及び装置、船舶、航空機、車両及び運搬具、工具、器具及び備品、鉱業権その他の資産で、一取引につき100万円（税抜き）以上のものをいいます（消法2⑩十六、消令5）。

そこで、簡易課税制度の適用がない課税事業者が高額特定資産の課税仕入れを行った場合に、上記の簡易課税制度に係る制限規定が置かれていることはご照会のとおりです。しかしながら、この制限規定は、高額特定資産の課税仕入れの課税期間以後3年間は消費税簡易課税制度選択届出書の提出をすることができないとするものであり、過去に簡易課税制度の適用対象事業者となっている事業者は、高額特定資産を購入した後に新たに届出書を提出するわけではないことから、この制限を受けるものではないということになります（消法37③）。

したがって、貴社は従来から簡易課税制度の適用を受けており、上記の制限を受けるものではありませんから、基準期間における課税売上高が5,000万円以下の課税期間については、当然に簡易課税制度の適用を受けることになります。

【インボイス制度関係】

軽減税率対象となる取引がない場合の適格請求書の記載事項

Q10 当社は工作機械の部品の販売業を営んでおり、当社の事業の内容からみて軽減税率の適用対象となる取引はありませんが、このような場合でも、請求書等の様式に軽減税率の欄を設ける必要がありますか。

A 適格請求書の記載事項には、税率の区分ごとに課税資産の譲渡等に係る税抜価額又は税込価額の合計金額を記載することとされてい

ます（消法57の4①四）、この場合の税率の区分ごとの記載事項については、軽減税率の適用対象となるものがない場合には記載を要しないとされています。

したがって、事業者の課税売上げの内容が軽減税率の適用対象となるものがないことが明らかな場合には、準備する請求書等に軽減税率の欄を設ける必要はありません。

なお、この場合において、標準税率の税抜価額又は税込価額の合計金額の記載に合わせて適用税率を記載する必要がありますから、適用税率「10%」であることを明確にしておく必要があります。

仕入明細書の相手方への確認

Q11 インボイス制度の下でも、区分記載請求書等保存方式で認められていた課税仕入れの相手方の確認を受けた仕入明細書の保存することで仕入税額控除のための請求書等の保存要件を満たすことですが、具体的に相手方への確認は、どのような方法によって行えばよいのでしょうか。

A 仕入税額控除の適用を受けるための請求書等に該当する仕入明細書等は、「相手方の確認を受けたもの」に限られます（消法30③）。保存する仕入明細書等に課税仕入れの相手方の確認の事実が明らかにされたもののほか、相手方の確認を受ける方法としては、例えば、次のものが示されています（消基通11－6－6）。

- ① 仕入明細書等への記載内容を通信回線等を通じて課税仕入れの相手方の端末機に出力し、確認の通信を受けた上で自己の端末機から出力したもの
- ② 仕入明細書等に記載すべき事項に係る電磁的記録につきインターネットや電子メールなどを通じて課税仕入れの相手方へ提供し、その相手方からその確認をした旨の通知等を受けたもの
- ③ 仕入明細書等の写しを相手方に交付し、又はその仕入明細書等に記載すべき事項に係る電磁的記録を相手方に提供し、一定期間内に誤りのある旨の連絡がない場合には記載内容のとおり確認があったものとする基本契約等を締結した場合におけるその一定期間を経たもの

〔注〕③の「一定期間」については、具体的な日数等を表示することまで求められているわけではありませんが、業務の内容や取引先との関係を踏まえて、認識を合わせておくことが必要ではないかと考えられます。

なお、上記②については、

- 仕入明細書等に「送付後一定期間内に誤りのある旨の連絡がない場合には記載内容のとおり確認があったものとします」旨の通知文書等を添付して相手方に送付又は提供し、了承を得る。
- 仕入明細書等又は仕入明細書等の記載内容に係る電磁的記録に「送付後一定期間内に誤りのある旨の連絡がない場合には記載内容のとおり確認があったものとします」といった文言を記載又は記録し、相手方の了承を得る。

といった、仕入明細書等の記載事項が相手方に示され、その内容が確認されている実態にあることが明らかな場合に相手方の確認を受けたものとなるとされています。

委託販売で純額処理を採用した場合のインボイスの要否

Q12 当社では、来期より化粧品の販売業を開始する予定です。販売方法としては、個人事業者（受託者）に商品の販売を委託し、受託者が作成した明細書により手数料を確認し、手数料控除後の金額を集金して当社の売上高に計上することを考えています。手数料控除後の金額を当社の売上高に計上していることから、特に受託者からインボイスの交付を受ける必要はないと考えていますが、問題ないでしょうか。

A 委託販売については、原則として、受託者が顧客から收受した金額が委託者の資産の譲渡等の対価となり（総額処理）、受託者にとっては、委託者から受け取る委託販売手数料が役務の提供の対価となります。ただし、委託者において、その課税期間中に行った委託販売等の全てについて、資産の譲渡等の金額から受託者に支払う委託販売手数料を控除した残額を委託者の資産の譲渡等の金額とすることが認められています（純額処理）。

なお、委託販売等に係る課税資産の譲渡が軽減税率の適用対象となる場合は、適用税率ごとに区分して、委託者及び受託者の課税資産の譲渡等の対価の額及び課税仕入れに係る支払対価の額の計算を行う必要がありますから、上記ただし書の純額処理の取扱いを適用することはできません（消基通10－1－12（注）2）。

また、適格請求書等保存方式においては、行った課税仕入れについて仕入税額控除の適用を受けるためには、原則として、受託者から交付された適格請求書等の保存が必要となりますから、委託者が純額処理の取扱いを行うためには、委託販売手数料に係る適格請求書等の保存が必要となります（受託者が免税事業者の場合は、委託販売手数料を仕入税額控除の対象とすることはできませんから、純額処理を採用することはできないこととなります。）。

したがって、貴社が行う委託販売については、純額処理を採用する場合においても、委託販売手数料に係る適格請求書等の保存が必要となりますので注意してください。また、受託者が免税事業者の場合は、純額処理を採用することはできませんから、総額処理の採用を検討する必要があります。

〔参考〕

委託者から課税資産の譲渡等のみを行うことを委託されている受託者は、委託された商品の譲渡等に伴い收受した金額を課税資産の譲渡等の金額とし、委託者に支払う金額を課税仕入れに係る金額としても差し支えないとされています（総額処理）。

なお、委託販売等に係る課税資産の譲渡が軽減税率の適用対象となる場合は、適用税率ごとに区分して、委託者及び受託者の課税資産の譲渡等の対価の額及び課税仕入れに係る支払対価の額の計算を行う必要がありますから、上記の総額処理の取扱いを適用することはできません（消基通10－1－12（注）2）。

また、受託者において、上記のとおり総額処理が認められていますが、この場合、委託者に支払う金額に係る課税仕入れと処理するものについて、現実には課税仕入れを行っているわけではありませんから、適格請求書等の保存は不要です。

金融機関の振込手数料等に係るインボイスの保存方法

Q13 当社では、金融機関の窓口やインターネットバンキングで決済を行う場合がありますが、このようなときに金融機関に支払う振込手数料など各種手数料は、仕入税額控除を受けるためにどのようなものを保存すればよいのでしょうか。

A 金融機関との取引に係る通帳や入出金明細等と、その金融機関における任意の一取引に係る適格簡易請求書を併せて保存することにより、仕入税額控除を行って差し支えないこととされています。1 振込手数料など各種手数料について仕入税額控除の適用を受ける場合 振込手数料など各種手数料について仕入税額控除の適用を受けるには、原則として、適格簡易請求書及び一定の事項が記載された帳簿の保存が必要となります（※1、消法30⑦）。他方、金融機関における入出金や振込みが多頻度にわたるなどの事情により、全ての振込手数料など各種手数料に係る適格簡易請求書の保存が困難なときは、金融機関ごとに発行を受けた通帳や入出金明細等（個々の課税資産の譲渡等（入出金サービス・振込サービス）に係る取引年月日や対価の額が判明するものに限ります。）と、その金融機関における任意の一取引（一の入出金又は振込み）に係る適格簡易請求書を併せて保存する（※2、※3）ことで、仕入税額控除を行って差し支えないこととされています。

※1 一般的に、金融機関の入出金サービスや振込サービスについては、不特定かつ多数の者に課税資産の譲渡等を行う事業に該当し、適格簡易請求書の交付対象になるものと解されています。また、金融機関のATMによるものである場合、機械装置のみにより代金の受領と資産の譲渡等が完結するものとして、一定の事項が記載された帳簿のみの保存により仕入税額控除が可能とされています。

※2 インターネットバンキングなど、オンラインで振込みを行った際の手数料等について、電磁的記録により適格簡易請求書が提供される場合には、その電磁的記録をダウンロードする必要があります。ただし、同種の手数料等の支払いが繰り返し行われているような場合において、その手数料等の適格簡易請求書に係る電磁的記録が、インターネットバンキング上で随時確認可能な状態であるなど一定の要件を満たすのであれば、必ずしもその適格簡易請求書に係る電磁的記録をダウンロードしなくても、仕入税額控除の適用を受けることが可能とされています。

※3 金融機関が適格請求書発行事業者の登録を取りやめないことを前提に、一回のみ取得・保存することで差し支えないとされています。また、金融機関から各種手数料に係るお知らせ（適格請求書発行者の氏名又は名称及び登録番号、適用税率、取引の内容が記載されたものに限られます。）を受領した場合には、その一のお知らせを保存することで適格簡易請求書の保存に代えることが可能とされています。

2 請求書の保存を要しない課税仕入れに関する経過措置

基準期間における課税売上高が1億円以下であるなど一定規模以下の事業者については、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの間に国内において行う課税仕入れについて、その課税仕入れに係る支払対価の額が1万円未満である場合には、一定の事項が記載された帳簿のみの保存により仕入税額控除の適用を受けることができる経過措置（少額特例）も設けられています（平28改正法附則53の2、平30改正令附則24の2①）。

したがって、少額特例の適用を受ける事業者は、上記1のような対応も必要ないこととなります。

令和7年度の消費税の主な改正事項

(1) 輸出物品販売場制度の見直しの概要

リファンド方式の概要

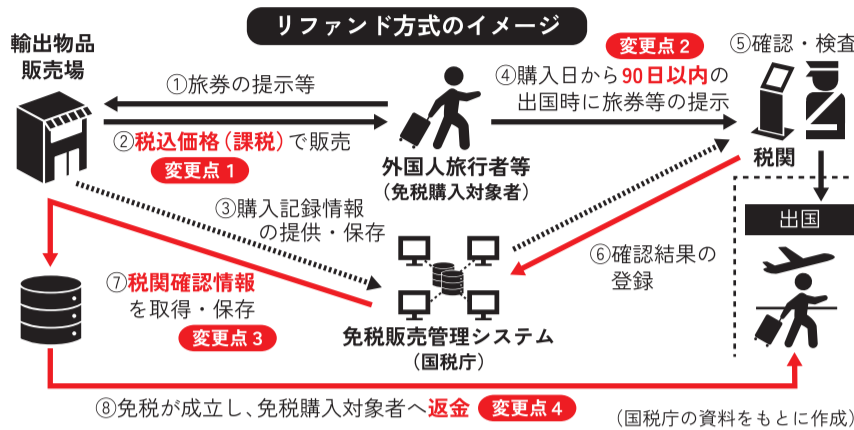
Q14 輸出物品販売場制度がリファンド方式に変更されるとのことですが、どのような制度となるのでしょうか。

A 輸出物品販売場（免税店）制度は、令和8年11月1日から、免税店において課税で行った免税対象物品の譲渡について、外国人旅行者等が出国時にその免税対象物品を持ち出すことの税関の確認を受けた場（8面に続く）

合に免税販売が成立し、この確認後に免税店から外国人旅行者等に消費税相当額を返金する「リファンド方式」となります。

主な変更点は次のとおりです。

- 免税店は、外国人旅行者等に対して一定の方法により税込価格(課税)で免税対象物品を販売(①②③)
- 外国人旅行者等は、免税対象物品を国外に持ち出すことについて購入日から90日以内の出国時に税関の確認を受ける(④⑤⑥)
- 免税店は、その販売情報等(購入記録情報)及び免税対象物品の持出しを税関が確認した旨の情報(税関確認情報)を保存することで、免税の適用を受ける(⑦)
- 免税店は、この確認後に外国人旅行者等に消費税相当額を返金(リファンド)する(⑧)



(注) 税関の確認の際に、同一の購入記録情報(一の販売(領収)単位)に含まれる免税対象物品のうち、一つでもその物品を所持していなかった場合には、その購入記録情報に含まれる全ての免税対象物品について、その確認を受けることはできません。

リファンド方式への変更に伴い、次の事項について改正されています。

- ① 免税対象物品の範囲等の見直し(Q15を参照)
- ② 免税販売手続等の見直し
 - ・ 船舶観光上陸許可等により在留する者や日本国籍を有する免税購入対象者の手続の見直し
 - ・ 単価100万円(税抜価額)以上の商品に購入記録情報として「商品情報詳細」を設定することなど
 - ※ 商品情報詳細・免税対象物品を特定するに足りる事項として、免税対象物品の具体的な名称、ブランド名、型番号、形状若しくは色彩等の特徴又は鑑定書(鑑別書)若しくは保証書付きである旨を組み合わせた事項、シリアル番号の付された腕時計のような商品は、これらの事項に加えそのシリアル番号
- ③ 免税店の区分や許可要件等の見直し

免税対象物品の範囲等

Q15 免税対象物品の範囲はどのように見直されるのですか。

A 免税対象物品の範囲は次のようになります。

	区分	免税対象金額	免税対象物品	特殊包装
現行制度	一般物品	5,000円～	通常生活の用に供する物品	不要
	消耗品	5,000円～50万円		必要

見直し後	区分なし 【区分の廃止】	5,000円～ 【購入上限額の廃止】	用途を問わない 【用途要件の廃止】	不要 【包装の廃止】
------	-----------------	-----------------------	----------------------	---------------

(注) 免税購入下限額である免税対象物品の合計金額が5,000円の判定は、税抜価額により行います。また、免税購入物品は、①金及び白金の地金、②金貨及び白金貨、③消費税が非課税とされる物品以外の物品とされています。

通常生活の用に供する物品の判断の要否

Q16 現行制度においては、購入数量などにより、通常生活の用に供するものであるかどうかの判断を行っていましたが、リファンド制度の下でもこの判断を行うのでしょうか。

A 改正後は、免税店で免税対象物品を販売する際、現在要件とされている「通常生活の用に供するもの」であるか否かの判断は不要となるため、免税対象外の物品に該当しない限り、すべて免税対象物品に該当します。

なお、免税購入対象者が、出国時に免税対象物品を所持していない場合には、その物品を持ち出すことについて税関の確認を受けることはできないため、免税店で購入する免税対象物品は、出国時にその免税対象物品のすべてを免税購入対象者自らが所持して持ち出すことができる数量に限られることとなります(新消基通8-1-2)。

振替処理や返金手続

Q17 リファンド方式では、課税売上げとして処理した免税対象物品の販売を免税売上げに振り替え、外国人旅行者等に消費

税相当額を返金することとなりますが、どのように行いますか。

A 1 振替処理

リファンド方式において、販売時に課税売上げとした取引は、税関確認情報の保存により免税要件を満たすことになるため、その後、免税売上げに振り替える必要があります。

この振替処理は、次の方法があり、いずれの方法によってもよいこととされています。

- ① 税関確認情報の取得の都度、その税関確認情報に対応する課税売上げを免税売上げに振り替える方法
- ② 月次等の一定のタイミングで一括して振り替える方法

2 返金手続
免税購入対象者への返金手続については、特に税法にルールが定められているわけではありません。そこで、輸出物品販売場を運営する事業者自らが行うほか、承認送受信事業者等にその返金手続を委託する方法が考えられます。

具体的な返金方法については、例えば、銀行振込や、クレジットカード送金、アプリ送金、また税関の確認を受けた出国港内での現金による返金といった方法が考えられるとされています。

また、この返金については、税関確認情報を取得する前に行っても差し支えないとされています。ただし、この事前返金を行ったものの、免税購入対象者が出国時に税関での確認を受けなかったときは、免税店は免税の適用を受けることはできません。そのため、返金後の販売金額により課税で販売したことになります。事前返金を行う場合には、このようなリスクがあることを踏まえて、取引する必要があります。

リファンド方式の施行時期等

Q18 リファンド方式の施行日はいつになりますか。

A リファンド方式は、令和8年11月1日から施行されます。したがって、令和8年11月1日以降に輸出物品販売場で免税購入対象者に対して行う免税対象物品の譲渡(販売日)から適用されます(改正法附則21)。

(2) リース譲渡に係る資産の譲渡等の時期の特例の廃止

リース譲渡に係る資産の譲渡等の時期の特例の廃止に伴う経過措置

Q19 リース譲渡に係る資産の譲渡等の時期の特例が廃止されたこと聞きましたが、どのような改正の内容でしょうか。

A 企業会計基準委員会(ASBJ)が令和6年9月に公表したリースに関する会計基準により割賦基準が廃止されました。これを契機に所得税及び法人税のリース譲渡に係る特例も廃止されたことを踏まえて、消費税の「リース譲渡に係る資産の譲渡等の時期の特例」の廃止など所要の整備が行われていますが、激変緩和の観点から、特例廃止後も一定の期間その特例の適用を受けられることとするなどの経過措置が設けられました。

経過措置の適用を受けられる事業者は、令和7年4月1日(施行日)以後に開始する課税期間において、「施行日前にリース譲渡を行ったことがある事業者(施行日前に行われたリース譲渡に係る契約の移転を受けた事業者を含みます。次の②も同じ。)」であり、施行日前にリース譲渡を行ったことがある事業者であれば、施行日前に行ったリース譲渡に限らず、施行日以後に新規で行うリース譲渡についても経過措置の適用を受けられます(改正法附則22②)。

経過措置の具体的な内容としては、例えば、課税期間が1年の法人の場合は次の3つの期間に分けられます(改正法附則22、改正消令附則3)。

- ① 施行日前に開始した課税期間
施行日前に開始した課税期間については、従前のリース譲渡の特例を引き続き適用することができます。
- ② 施行日から令和12年3月31日までに開始する課税期間(経過措置課税期間)
施行日前にリース譲渡を行ったことがある事業者については、経過措置課税期間においても、引き続き、リース譲渡の特例を適用することができます。

また、経過措置課税期間において「延払基準の方法による経理」をやめた場合には、そのやめた課税期間で未計上部分の一括計上、又はその課税期間以後10年均等で未計上部分の計上を選択できる経過措置が設けられています。

③ 令和12年4月1日以後に開始する課税期間
②のとおり、経過措置課税期間において「延払基準の方法による経理」をやめてリース譲渡の特例の適用を受けない場合には、未計上部分についてそのやめた課税期間以後の10年間で均等計上が可能となりますが、リース譲渡の特例の適用をやめることなく経過措置課税期間が満了した場合についても、その満了した課税期間(令和12年4月1日以後最初に開始する課税期間)において未計上部分の一括計上、又はその課税期間以後の課税期間で未計上部分の10年均等計上を選択できる経過措置が設けられています。

以上が経過措置の概要ですが、詳細については、改正法附則第22条、改正消令第3条並びに財務省及び国税庁のウェブサイトなどを確認してください。

続 傍流の正論 税相を斬る

■弁護士・税理士 品川 芳宣 56

法人税の所得金額の計算において、使用人賞与の損金算入時期が問題となることが多い。例えば、3月決算の法人が、当該事業年度末に、6月に支払う使用人賞与を未払賞与として計上することはよくあることであるが、その未払賞与が当該事業年度の損金の額に算入できるかどうかである。

もっとも、使用人賞与は、法人税法22条3項2号に定める「費用」にほかならないから、同号が定める「債務の確定」に当たるか否かを判断すれば足りるはずである。この点、法人税基本通達2-2-12は、次の要件を満たす必要があるとしている。

- ① 当該事業年度終了の日までに当該費用に係る債務が成立していること
 - ② 当該事業年度終了の日までに当該債務に基づいて具体的な給付をすべき原因となる事実が発生していること
 - ③ 当該事業年度終了の日までにその金額を合理的に算定することができるものであること
- そのため、未払賞与も、この債務確定基準によって損金認定をすれば足りるはずであるが、その損金認定をめぐって、かつて、法人と税務署との間で揉めることもあって、法人税法において賞与引当金の設定が認められることになった。

ところが、平成10年の法人税法改正によって、「課税ベース拡大」の下に、賞与引当金は廃止することになった。そうであれば「元に戻って、債務確定基準に基づいて、未払賞与の損金算入を認定すれば足りたはずである。しかし、立法当局は、法人税法65条の委任規定の形をとって、同法施行令134条の2を設け、使用人賞与の損金算入時期について、次の区分に応じ、それぞれその事業年度の損金の額に算入することを定めた。

- ① 労働協約又は就業規則の定めによって支給予定日が到来している賞与 当該支給予定日等の属する事業年度
 - ② 各人別の支給額を全使用人に通知し、その通知した金額を通知した事業年度終了後ご一月以内に支払っている賞与 その支給額を通知した日の属する事業年度
 - ③ ①及び②以外の賞与 その支給をした日の属する事業年度
- このような政令の規定に対しては、当該規定を委任する法人税法の規定が明記されていないとして、租税法主義における課税要件法定主義に反する旨の訴訟が提起されることになった(大阪地裁平成21年1月30日判決、大阪高裁平成21年10月16日判決等)。かくして、立法当局は、違憲訴訟には勝訴したものの、平成18年の税制改正における役員給与課税の大改正において、前記の法人税法施行令134条の2の規定を役員給与課税規定の委任規定として同法施行令72条の3に移行させた。

使用人賞与

しかしながら、現行の法人税法施行令72条の3の規定も、委任した法人税法の根拠規定が明記されていない(もっとも、委任の対象となる法人税法34条及び36条の規定に照らし、明記できないことも明らかである)。仮に「根拠規定を明らかにするには、法人税法22条3項2号に定める債務確定基準に「別段の定め」を設け、その委任規定として、現行のような使用人賞与の損金算入時期を定めるしかないはずである(この方法も、法体系としては、決して収まりがよいとも言えないであろう)。

かくして、使用人賞与の損金算入時期は、他の費用のように債務確定基準が適用されるわけではなく、委任規定が不明な法人税法施行令72条の3の規定によって、現金主義又はそれに近い時期の損金算入が強制されることになっている。このような規定は、法廷において合憲とされたとしても、法律と政令の委任関係のあり方からみても、費用一般に適用されている債務確定基準との関係からみても不合理性を残したままとなっている。

これも、元をただせば、賞与引当金を廃止したことにあると考えられる。「課税ベース拡大」といっても、賞与引当金の廃止は、その時だけ(せいぜい6か月)、税収が繰り上げられるだけであって、租税政策としても、賢明な策とも考えられない。



地方税法を讀もう!
地方税研究会 編

個人住民税②

(3)合計所得金額
個人住民税の合計所得金額の定義は、地方税法23条1項13号及び292条1項13号に規定されていて、純損失及び雑損失の繰越控除前の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額をいいます(地法22①十三、292①十三)。この定義は所得税に同じです。所得税法には「(以下この条において「合計所得金額」という。)」とあって、所得税法第2条(定義)限定の言い回しかと思うと、「第二条第一項第三十号(定義)に規定する合計所得金額」という規定が複数出てきます。個人住民税においては、一定の退職所得について「他の所得と区分して」とあるので、合計所得金額からは除かれるのは前回説明したとおりです。
合計所得金額について注意すべきは、

税額が変なら市町村窓口へ 賦課課税方式、更正の請求なし

例えば長期譲渡所得があった場合はどうなるのかと言えば、地方税法附則34条3項には、23条1項13号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに附則第34条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」とする規定があって、合計所得金額の定義について、長期譲渡所得の金額が加えられています。市町村民税でも同様の規定があって、地方税法附則34条6項には、292条1項13号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに附則第34条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」とする規定により、合計所得金額の定義について、長期譲渡所得の金額が加えられています。このような規定の仕方は、ほかにもあって、33条の2(上場株式等に係る配当所得等に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例)、33条の3(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例)、35条(短期譲渡所得に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例)、35条の2(一般株式等に係る譲渡所得等に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例)などが同じ規定の仕方になって

います。本則の合計所得金額の定義規定だけを読んでいると、長期譲渡所得などこれらの所得について、合計所得金額に含まれることを見落としてしまいます。
(4)更正の請求
個人住民税は、毎年1月1日を賦課期日として、賦課課税方式を採用しています。申告納税方式ではないので、個人住民税の申告書には税額計算をして税額を記入する欄がありません。個人住民税の申告書は確定申告書が一義的には納税者が税額を確定する書類であるのに対し、あくまで課税庁である市町村が税額計算をする上での課税資料に過ぎません。自ら税額計算をしないことから、個人住民税には更正の請求制度がありません。個人住民税の税額が変だ、間違っているのではないかと考えた場合には、更正の請求を行うのではなく、根拠となる課税資料を揃えて市町村の窓口申し出るようになります。所得税の税額も訂正する必要がある場合には、税務署に更正の請求を行います。所得税の確定申告書を提出すれば、個人住民税の申告書を提出したとみなされます(地法317の3)。

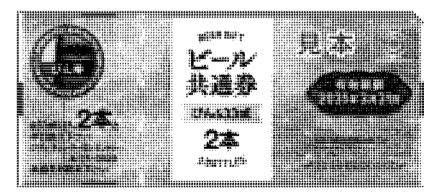
ご贈答に、「ビール共通券・清酒券」どの銘柄とも交換できる

全酒協のビール共通券・清酒券のお買い求め、お引き換えはこのステッカーの酒販店をはじめ全国の酒類販売店で。

\\ こんな時に「ビール共通券・清酒券」を! //

- 贈答品** 「香典返し」「内祝い」等に
- プレゼント** 「就職祝い」「退職祝い」等に
- 景品** 「ゴルフ大会の景品」等に

全酒協発行のビール共通券・清酒券は、「有効期限」が設定されておりますので、お早めに商品との交換をお願いいたします。
【※有効期限:2031年3月31日】



ビール2本券 ¥915(非課税)



清酒特撰券 ¥2,880(非課税)



缶ビール2缶券 ¥560(非課税)



清酒上撰券 ¥2,470(非課税)

登録番号関東財務局長 第 00090 号 / 一般社団法人 日本資金決済業協会会員 第 00082 号
〒153-8640 東京都目黒区中目黒 2-1-27 tel.03-3714-0177 http://www.zensyukyo.or.jp

飲酒は20歳になってから。お酒はおいしく適量を。飲酒運転は絶対にやめましょう。妊娠中や授乳期の飲酒は、胎児・乳児の発育に悪影響を与えるおそれがあります。

裁決事例集

252

裁決のポイント

納付すべき国税を一時に納付することにより、生活の維持等を困難にするおそれがあったとは認められないとした事例。

審査請求人が原処分庁に対し、売上げの減少によって納税資金を捻出することが困難であるとして換価の猶予の申請を行ったところ、原処分庁が請求人は申請に係る国税を一時に納付することができないとは認められないとして不許可処分をし、請求人の滞納国税を徴収するため、債権の差押処分をした。これに対し、請求人がこれら処分を不服として取消しを求めていた事案で、国税不服審判所は請求人が国税を一時に納付すること、その生活の維持を困難にするおそれがあったとは認められず、換価の猶予の申請を不許可とした処分は適法だったなどとして請求人の主張を退けた(令和6年10月28日付、公表裁決)。

基礎事実等

請求人は老人介護施設の訪問美容を主な業とする自営業者。請求人は令和5年4月7日に原処分庁に対し、滞納国税について国税徴収法151条の2の規定に基づき、換価の猶予申請書を提出し、換価の猶予の申請をした。

請求人が本件猶予申請に係る添付資料として提出した「財産収支状況書」等には、請求人の財産および収支の状況が記載されていた。

原処分庁は同年5月26日付で、本件滞納国税について、国税通則法37条(督促)1項の規定に基づき、請求人に対して督促状によりその納付を督促した。原処分庁は同年8月22日付で、本件猶予申

一時の納付で生活の維持等を困難にするおそれなし、換価の猶予申請を不許可とした処分は適法

編集部編

請について、請求人が本件猶予申請に係る国税を一時に納付することができないとは認められないとして、不許可処分をした。

その後、原処分庁は同年9月27日付で、本件滞納国税を徴収するため、徴収法47条(差押)の要件(1)項1号の規定に基づき、徴収法62条(差押)の手続及び効力発生時期(1)項に規定する手続により、請求人がA社に対して有する債権を差し押さえ、本件差押処分に係る債権差押通知書は同年10月2日に第三債務者であるA社に送達された。

請求人は同年11月11日、本件不許可処分および本件差押処分を不服として審査請求をした。

原処分庁は同年11月16日、徴収法67条(差し押)の要件(1)項1号の規定に基づき、本件差押処分に係る本件債権のうち一部を取り立てた上で本件滞納国税に充当し、同年11月17日付で国税通則法63条(納税の猶予)の場合の延滞税の免除(5)項に基づき延滞税の免除決議をしたことにより本件滞納国税の全額が消滅したことから、徴収法79条(差押)の解除の要件(1)項1号の規定に基づき、同日付で本件債権のうち、取立て後の残額に係る差押を解除した。

本件の争点は、請求人が本件猶予申請で納付すべき国税を一時に納付することによりその事業の継続またはその生活の維持を困難にするおそれがあったと認められるか否か。なお、原処分庁は本件差押処分に係る本件債権について、差し押さえた債権の一部を取り立てるとともに残額に係る差押を解除していることから、本件差押処分はその目的の完了または差押の解除により、すでにその効力が消滅しており、請求人には本件差押処分の取消しで回復すべき法律上の利益は存在しないとして、本件差押処分の取消しを求める審査請求は審判所に不適法なものと判断されている。

請求人の主張

請求人の収支状況は、月額でみるとマ

イナスで、資産は現金および預貯金のみだったが、同資産は資金収支のマイナスを補填するための借入金(原資とするもの)で、請求人は銀行に対して債務を抱えている。このため、請求人は事業が好転しなければ数カ月後には返済不能となる。

このような請求人の状況を斟酌すれば、金銭納付が困難であるか否かの判定は、原処分庁が主張する「納税の猶予等の取扱要領の制定について」(事務運営指針)の別冊である「納税の猶予等の取扱要領」の定めを画一的に適用するのではなく、相続税法38条(延納)の要件(1)で申請者の債務が財産から控除され、純資産で判定されるのと同様に、本件猶予申請時における債務額を財産から控除した純資産で判定すべきである。

審判所の判断

請求人は、請求人の毎月の収支状況がマイナスであること、資産は資金収支のマイナスを補填するための借入金(原資とするものである)ことから、本件猶予申請で納付することができない金額の算定に当たっては、「納税の猶予等の取扱要領」7章の納付能力調査によらず、相続税の延納と同様に債務額を財産から控除した純資産で判定すべきである旨、および事業が好転しなければ今後返済不能となることを考慮して判断すべきである旨を主張する。

しかし、徴収法施行令53条(換価)の猶予の申請手続等(3)項は、徴収法152条(換価)の猶予に係る分割納付、通知等(1)項に規定する納付を困難とする金額の算定に当たっては、滞納者が有する現金、預貯金その他換価の容易な財産から生活維持費等を控除した残額を、納付すべき国税の額から控除する旨を規定していることなどから、請求人には納付すべき国税を一時に納付することによりその事業の継続またはその生活の維持を困難にするおそれがあったとは認められず、本件不許可処分を不当とする理由はない。

注目の二冊

圧縮記帳の法人税務 (十六訂版)

成松 洋一 著

圧縮記帳制度は、税法独自の考え方に基づき、極めて政策的かつ技術的で複雑な仕組みゆえに、なじみが薄く難解だと言われている。

しかし、本制度は、取引金額が高額な土地、建物の譲渡や保険差益についての課税の特例であるため、その理解や処理をおろそかにすることはできない。

本書は、圧縮記帳制度の内容、取扱いについて、できるだけ多くの設例や具体的な質疑応答、判例・裁決等を取り入れ、規定の趣旨や背景を踏まえて、実務と理論の両面から解説。

圧縮記帳制度の概要から始まり、国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮記帳、保険金等で取得した固定資産等の圧縮記帳、交換により取得した資産の圧縮記帳、取用等に伴い代替資産を取得した場合の圧縮記帳、特定の資産の買換えの場合等の圧縮記帳、特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の圧縮記帳、技術研究組合が取得した試験研究用資産の圧縮記帳などで構成。

令和7年度税制改正までを織り込み改訂。

A5判、900ページ。定価6380円(税込み)。申し込みは、(一財)大蔵財務協会販売局(TEL03-3829-1411、FAX03-3829-4001)。



MARUTA

新しい物流サービスを創造していく
service creation

丸太運輸株式会社

代表取締役社長 高村 重好

マルタスカイワーク

高所作業車のレンタルは、マルタスカイワークにお任せください。

名古屋市南区加福本通2丁目19番地
TEL. 052-611-1151

〒467-0856
愛知県名古屋市長瑞穂区新開町22番20号

TEL (052) 872-3311
FAX (052) 871-1531
URL <http://maruta.co.jp>



最高の新戦力。

どんどん三洋号が、面白くなる。

SANYO

本社：名古屋市千種区今池3-9-21
TEL (052) 733-3401

MY WILL

SUSTAINABLE & TECHNOLOGY



地球環境に配慮した素材とテクノロジーで持続可能な未来へ
ライフスタイル提案商社

TOYOSHIMA

豊島株式会社

www.toyoshima.co.jp

おひとりさまの相続アドバイス

■(一社)おひとりさま相続 理事・行政書士 福本 匡宏

8

任意後見のススメ

(制度の概要)

成年後見制度は、補助・保佐・後見からなる法定後見制度とあらかじめ本人が自分の意思で代理人を決めておく任意後見制度の二つから構成されています。任意後見制度は、本人が契約の締結に必要な判断能力を有している間に、将来自己の判断能力が不十分になったときの「後見人」(任意後見人)を事前の契約によって決めておく制度です。

本人の判断能力が不十分になったときに、本人があらかじめ締結しておいた「任意後見契約」に従って、任意後見人が本人のために援助します。任意後見人の権限についても全て契約で定められます。

て、「一身専属的な権利の代理」が考えられます。具体的には、遺言や結婚・離婚、認知、養子縁組などです。

また、制度利用に関しては費用が生じます。任意後見契約の締結に公正証書の作成費用や手数料がかかり、実際に契約の効力が生じた後は、任意後見人や任意後見監督人による事務遂行につき報酬や経費がかかります。

(おひとりさまの任意後見制度の利用について)

前述のとおり、任意後見制度は、将来、判断能力が不十分になった場合に備えて、財産管理や身上監護をあらかじめ自分の信頼のおける者に委任できる制度です。そのため、おひとりさまのように信頼できる親族がいない場合には、第三者の専門職(弁護士・司法書士

おひとりさまの将来の備えに

任意後見における契約の効力は、契約締結の時から生ずるのではなく、本人の判断能力が不十分となり家庭裁判所が「任意後見監督人」を選任したときから生じます。

(制度利用にあたっての留意点)

任意後見契約は公正証書の作成が必要で、誰に、何を本人に代わって行ってもらうのかを決めておかなければなりません。任意後見の受任者となる者の資格には法律上の制限がないので、家族・友人・第三者の専門職などが考えられます。そして、自分にどのような財産があるのか、それを今後どうしていきたいのか、判断能力が不十分になったときにどのような介護をしてもらいたいのか等、自分の希望に基づいてそのためにどんな代理権を与えておくのが良いかを考えておく必要があります。ただし、身の回りの世話などの事実行為は含まれないので、法律行為を中心に委任事項を決めることになります。また、任意後見契約に盛り込めない事項とし

・社会福祉士等)を任意後見人に選任することを検討しないといけません。

また、任意後見契約は判断能力が低下してから効力が発生するため、それまでの間、定期的に連絡を取り、状況を確認する「見守り契約」や、判断能力があるうちから財産管理を委任する「財産管理委任契約」を併せて利用することが望ましいと思われます。さらに、本人が亡くなった後の事務処理(葬儀、お墓の手続き等)は、任意後見契約には含まれませんので、別途、「死後事務委任契約」も締結しておくこと安心でしょう。

(最後に)

高齢化が進む日本において、将来的に判断能力が低下していくことへの不安を抱えるおひとりさまも増加傾向にあります。この課題に対しては、社会全体での支援体制を構築していかなければならないことです。その中で、任意後見制度の利用というのは、特におひとりさまの将来への備えとしては大変心強い制度であると思われます。

日本アニメ映画の勢いが止まりません。今年7月18日に封切られた『鬼滅の刃・無限城編第一章』は、シネコンのスクリーンを占拠し、公開日から4日間で516万人を動員・興行収入73億円となつています。連日盛況で大ヒットを続けている邦画『国宝』が公開46日間で動員486万人興行68億円である事と比較しても、『鬼滅の刃』がいかに驚異的であるかが観えます。『鬼滅の



税理士 石本 力

日本アニメ映画の世界

～興収を次々と塗り替え世界を席卷～

『刃』はテレビ版と劇場版で構成されていますが、いずれも原作のストーリーが忠実に映像化されており、アニメーション映像の美しさ・素晴らしさが見事に増幅された形になっています。また、敵も味方もキャラクターが斬新かつ多彩で人物背景が丁寧に描かれていることも大ヒットの要因だと感じました。

2025年最新の日本アニメ映画世界興収ランキングでは、2020年公開の『鬼滅の刃・無限列車編』が517億円で1位となり、これまでに19年間トップを守り続けた『千と千尋の神隠し』(402億円)を抜いています。3位は新海誠監督の『君の名は。』(2016年公開)です。シ

『もののけ姫』6位『ハウルの動く城』7位『崖の上のポニョ』がランクインしていますが、多様化する日本アニメ映画の今後が楽しみです。今回は、今年7月に訪れた『三鷹の森ジブリ美術館』についてお話しします。未だに人気が高まる事なく、入場チケットは日時指定の予約制で販売されています。当日は、訪日外国人観光客の増加の影響もあって来場者の8割近くが外国人でした。井の頭公園に隣接するエリアに鎮座する建造物は屋上・地上2階・地下1階の構造で、地下1階のシネマテラス座では、オリジナル短編アニメ『めいとこねこバス』が上映されていました。『となりのトトロ』のスピノフ作品で、ねこバスの子供とめいちゃんの



TAX ナンバープレイス

太線で区切られた3×3の9マスには1～9の数字がそれぞれ1つずつ入ります。タテやヨコの9マスの列にも1～9の数字がそれぞれ1つずつ入ります。アルファベットのマスに入る数字を並べると、令和5事務年度における相続税の実地調査において、課税財産について申告漏れがあった割合になります。

答え = . %

ナンプレの予想難易度：10

				4	5	6
9			1	2		
2		6			1	8
9		6	1			4
1	8			B	2	5
7	4		C		9	3
		9	A	3		2
8	3		4			

応募方法

正解された方に抽選で弊会の新刊本をプレゼントいたします。パズルの答え、住所、氏名、年齢、職業、本紙への意見等をお書きの上、下記のメールアドレスにお送りください。

✉ quiz@zaikyo.or.jp

当選者の発表は、発送をもって代えさせていただきます。

<締め切り> 9月7日(日)

前回の答え 件

豊かな経験、確かな技術。



Ⓞ 大一電気工業株式会社
取締役社長 長瀬 裕亮

本社 / 〒760-0067
高松市松福町2丁目4-6
TEL087-851-1178(代)
FAX087-851-3621

支店 / 愛媛 営業所 / 徳島・北島
建設所 / 綾川

真弓皮フ・泌尿器科

医療法人社団 研友会

院長 真弓 研 介

高松市福田町13番地3

TEL (087) 821-3913

小宮東京局長就任インタビュー

7月1日付で東京国税局長に就任した小宮敦史氏はこのほど、国税記者クラブとの記者会見を行った。小宮局長は、「税務行政のDXを積極的に推進し、数々の重点課題に対応できる組織へ進化していく必要がある」と就任の抱負を述べ、AI・データ分析を活用した調査方針などについて語った(詳細を電子版に掲載しております)。

——就任に当たっての抱負
グローバル化やデジタル化が急速に進展するなど、経済社会全体は大きな構造転換期にあります。税務行政を取り巻く環境も大きく変化し、こうした社会の変化に組織としての確に対応していかなければいけないと考えております。そのため、「納税者の利便性の向上」「課税・徴収事務の効率化・高度化等」「事業者のデジタル化促進」の3本の柱を税務行政のDXとして積極的に推進しこれにより、数々の重点課題に対応できる組織へ進化していく必要があると考えております。

東京国税局は、規模において日本の国税組織の中で一番大きく、内容におきましても税務行政を取り巻く環境の変化の最前線にあると認識しておりますので、国税組織全体を牽引する立場にあるという思いで、しっかりと重点課題に取り組んでいきたいと考えております。

これに加えて、酒類業の健全な発達も国税組織の果たすべき重要な任務の一つにございます。先般、「伝統的な酒造り」がユネスコの無形文化遺産に登録されたこともございますので、今後、あらゆる機会を捉え、酒類業の活性化に積極的に取り組んでいきたいと考えております。

「カスハラ」をテーマに講演

札幌南法人会女性部会

公益社団法人札幌南法人会女性部会(上田 開)と題して講演会を開催した。写真。美千子部会長はこの北海道ではカスタマー・ハラスメント防止条約今年4月1日から施行になったことを踏まえ、カスハラ防止「カスハラの実態と取り組みや、意識しないうちにハラスメント」について講演した。



トになっている事例などを紹介した。企業経営者には不当

税務行政DXを積極的に推進し重点課題に対応

AI・データ分析活用、調査必要度高い納税者に事務量を投下

あるいは民間機関から収集するさまざまな情報など、大量で広範なデータを整理し、有効活用するため、分析ツール等を用いたマッチングや機械学習等の手法による分析を行っているところです。その分析結果を活用することにより、納税者のコンプライアンスリスクを客観的に測定・把握し、リスクや非違類型に依り行政指導、署内調査など最適な接触方法を選択し、効果的な処理を行っています。



小宮敦史(こみや・あつし)氏の略歴
平成3年大蔵省入省、9年若松税務署長、25年主税局税制第一課主税企画官、令和元年主税局総務課長、2年国税庁長官官房審議官(国際担当)、3年近畿財務局長、4年主税局参事官兼大臣官房企画調整主幹(国際租税総括官)、5年大臣官房審議官(主税局担当)、6年国税庁次長、7年7月から現職。

また、滞納整理では、集中電話催告センター室による催告時に納税者の業種等や、過去の架電履歴(電話の履歴)から分析した、曜日・時間帯ごとの応答率の向上を図る取り組みを進めております。

冒頭にも申し上げましたように、税務行政を取り巻く環境が大きく変化をしていく中で、税務行政が国民の期待にこたえるためには、このDXを大胆に進めていくことが鍵になると考えております。納税者の利便性向上への取り組みについては、まず、代表的なものとして、

このほか、所得税等の確定申告以外についても、法人税申告の添付書類を含めたe-Tax、キヤッシュレス納付のさらなる推進に取り組んでいくこととしております。

悪質クレームから従業員を守る対応が求められることや、逆に本来は商品・サービスや顧客態度、システムなどの向上のためのクレームであっても、長時間に渡る時や過剰な要求となるとハラスメントとなることなど、注意しなければならぬと説明があった。

以上注意した対応が必要」との感想が出ている。親子租税学習ツアーを開催
東京・公益社団法人武蔵府中青色申告会(相原博会長)はこのほど、「親子租税学習ツアー」を開催した。今回で16回目の開催。

その後は国立科学博物館を自由に見学した。毎年大好評で、今年も定員(36組)の5倍、180組の応募があった。当日は上野の「タッククス☆スペースUEN O」で、租税教室やクイズ、ゲームで楽しく税を学び、国税庁のキャラクター「イータ君」のプラ板づくり、1億円の重さ体験などをした。

アウス
Password of AWES Clean
(空気) Air
(水) Water
(熱) Energy
(土) Soil
イクイップメントのサポート商社
株式会社 昭栄
株式会社
●本社 〒541-0059
大阪市中央区博労町2丁目3番1号
TEL 06-6262-1241(代) FAX 06-6262-5947
●本店営業部 〒577-0815
東大阪市金物町6番10号
TEL 06-6725-9311(代) FAX 06-6725-9333
●支店 東京・大阪・四国・中国・福岡
●営業所 北関東・千葉・神奈川・山梨・金沢
姫路・松江・北九州・大分・鹿児島

NIPPLA
各種切断砥石
N.P.S
日本プラスチック製砥株式会社
代表取締役社長 福田 祥司
京都府乙訓郡大山崎町字大山崎小字竜光14-1
☎(075)956-1111(代)

おかげさまで創業359年 京都・老舗の総合流通サービス企業
さとうグループ
ネット予約サービス
「お中元」「お歳暮」「おせち」をはじめ、冬の味覚「かに」、丹波篠山市特産「黒大豆枝豆」、京都府舞鶴市発祥の京野菜「万願寺甘とう」など、季節に応じた商品のご注文を承っております。
※季節品承りを実施していない期間もございます。
スマートフォンはこちら
カメラで右の二次元コードを読み取ってください。
パソコンはこちら さとうネット予約 検索
さとうグループ 本部/京都府福知山市東野町1番地
☎0773(27)0100代
https://www.sato-kyoto.com/